

足利市人権尊重の社会づくり条例

平成 15 年 12 月 22 日
条例第 34 号

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利である。

日本国憲法においても基本的人権の享有が保障されており、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、私たちみんなの願いである。

そのためにも、私たちは、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重すること、すなわち、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、一人ひとりの人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を注いでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、市及び市民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を推進するとともに、市民の人権に対する意識を高めるよう努めるものとする。

2 市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策は、国、県その他関係団体との適切な連携及び協力を図り、これを推進するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、自己の人権のみならず、自己以外の者の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重しなければならない。

2 市民は、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、家庭、学校、地域社会、職域その他あらゆる場において、人権意識の高揚に努めなければならない。

(基本方針の策定)

第 4 条 市長は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
- (3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、足利市人権推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

附 則

この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。